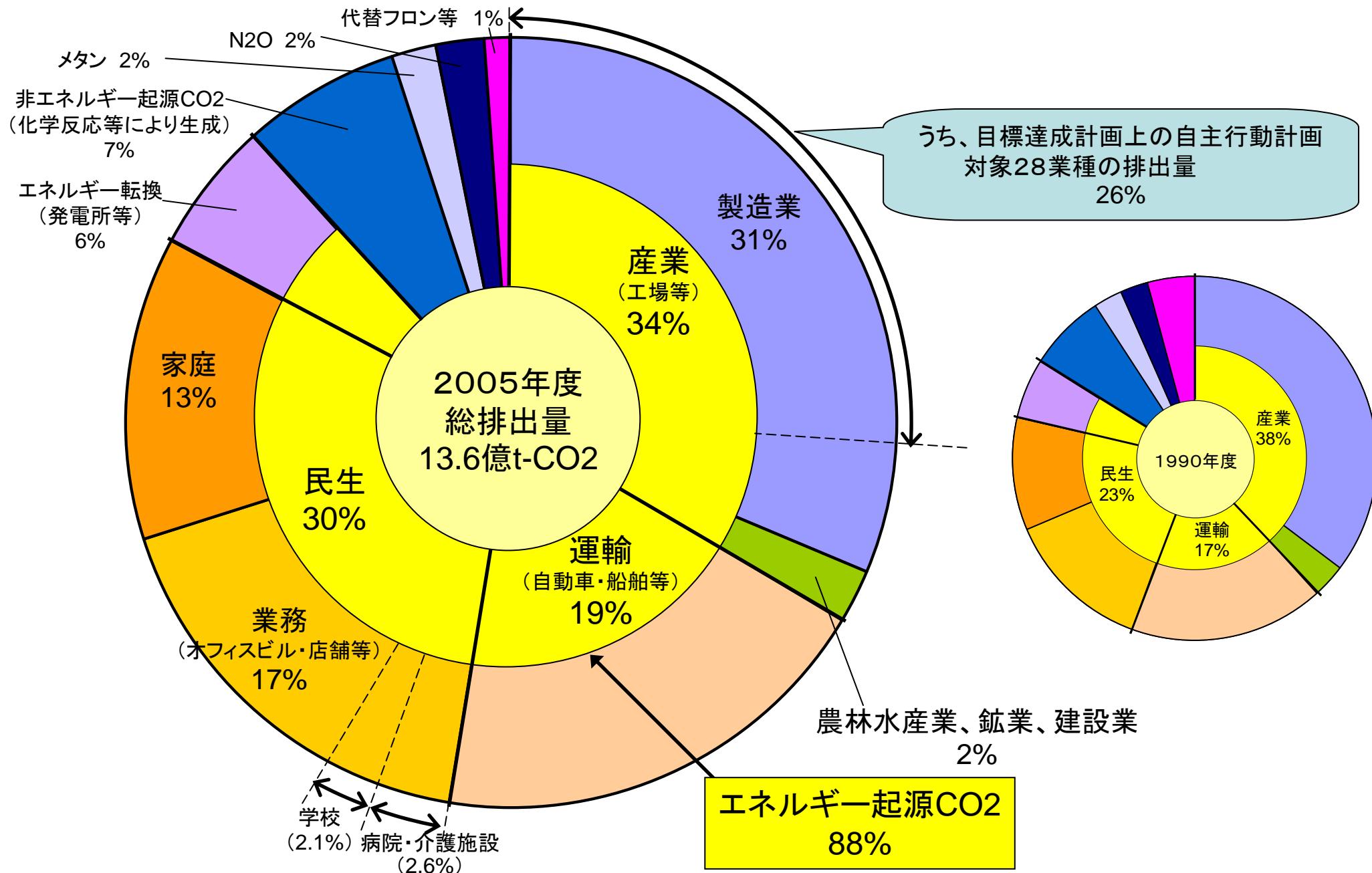


京都議定書目標達成に向けた 経済産業省の対策

平成19年10月18日

I. 我が国のガス別・部門別温室効果ガス排出量



II. 「京都議定書目標達成計画」見直しに向けた経済産業省の対策

1. 自主行動計画

産業部門等における「自主行動計画」の抜本的強化・拡大を推進

(1) 自主行動計画の位置付け

- ・「自主行動計画」は、単なる産業界の自主的な活動にとどまらず、目標達成計画に明記された政府の施策・制度。自主行動計画目標の確実な達成を担保するため、関係審議会による厳格なフォローアップを実施している。
- ・2007年度のフォローアップ対象は、産業・エネルギー転換部門29業種、業務部門10業種の経済産業省所管39業種。

◆ 「目標達成計画」(2005年4月閣議決定)における自主行動計画の位置付け

(1) 製造業の「自主行動計画」

- ・産業部門の対策の「中心的役割を果たすもの。
→ 対象は、製造業28業種（排出量：3.6億t-CO₂。産業部門の79%、全体の26%（2005年度））
- ・政府が「関係審議会等において定期的にフォローアップ」。
- ・削減効果は、4,240万t-CO₂（全体の3.3%）。

※2010年度における対策がなかった場合と対策が実施された場合の差

(2) 電気事業者の自主目標達成のための取組（自主行動計画）

- ・目標は、①原子力設備利用率の向上、②火力発電の熱効率の向上、③京都メカニズムの活用などにより、CO₂排出原単位について、90年度比 ▲20%程度低減。
- ・政府は、上記(1)同様に、「目標達成のフォローアップ」。
- ・削減効果は、約6,600～6,800万t-CO₂（基準年度総排出量の約5.2～5.4%）

※上記の対策効果は、産業・民生・運輸の各部門の省エネ対策等の効果も含めた2010年度における2005年度比の削減効果。目標達成計画の策定時の追加的対策効果(90年度比▲5%の改善分)は、1,700万t-CO₂。

(2)自主行動計画の拡大・強化の状況

- ・関係審議会におけるフォローアップ等を通じて、積極的な目標引き上げや新規策定等を促進。

○既に目標を達成している業種の目標引き上げ

(*) 現行目標達成計画策定以降に引き上げた業種は、本年度の17業種を含めて20業種。(うち、5業種は2年連続で目標引き上げ)

【目標引き上げ業種】

化学、電機・電子、製紙、石油、自動車、ガス、セメント、ゴム、板硝子、石灰製造、電線、百貨店、染色、チェーンドラッグストア、衛生設備機器、アルミニウム、伸銅、ガラスびん、フランチャイズチェーン、チェーンストア

→これらの目標引き上げによる排出削減効果は、6%目標達成のために必要な追加削減量の5~9割を占める。(約1,800万t-CO₂)

○計画の新規策定

(*) 本年度は4業種(情報サービス、リース、家電量販店、特定規模電気事業者)が新規に自主行動計画を策定

○目標未達成業種における目標達成に向けた取組の推進

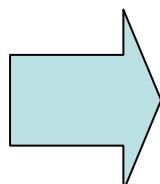
目標未達成業種は、京都メカニズムの活用も含めて目標の確実な達成を目指している。

(*) 自主行動計画目標達成のために調達を表明している京都メカニズムクレジット

・電気事業連合会: 1億2000万トン(我が国総排出量の約1.9%に相当)

・日本鉄鋼連盟: 4400万トン(我が国総排出量の約0.7%に相当)

→各業界団体は、これらのクレジットを政府に無償で移転することを予定



このように、産業界の自主性・積極性を活かして効果を上げている「自主行動計画」について、現在、**政府を挙げて、計画の深掘・サービス分野等への拡大等**に取り組んでおり、自主行動計画関連対策の一層の強化を図る。

<参考>自主行動計画とEUの「Cap & Trade 制度」の比較

- ・自主行動計画の下で、EUの「Cap & Trade」より厳しい目標を設定。また、カバー率も高い。

◆ 例えば、日本の鉄鋼業は、EUよりも、既に高いエネルギー効率を実現しているにもかかわらず、自主行動計画の下、EUの「Cap & Trade」よりもさらに高い(厳しい)水準の目標を設定。

- ・鉄1トンを作るのに必要なエネルギー指数は、日本100に対してEU110(2003年)。
- ・2005年度実績から、日欧の鉄鋼業が目標達成・義務遵守に必要な削減率は以下の通り。

	必要な削減率
日本の自主行動計画 2005→2010年度の削減率 (実績) (目標)	▲ 3.7 % (182→175)
EU-ETS 2005 → 2007年の削減率 (実績) (排出枠)	+ 25.3 % (185→232)

※()内はCO2排出量(百万t-CO2)

自主行動計画については、2006年度フォローアップ資料に基づき、目標達成時の排出量を経済産業省において試算。

◆ EUが対象としていない自動車、電機・電子、産業機械等のセクターも対象。
(製造業全体におけるカバー率は約84%。EUの約64%よりも高い。)

2. 業務・家庭、中小企業対策

今後、これまで対策が必ずしも十分ではない業務・家庭対策、中小企業対策等についても更なる検討を進めていく予定。

○ 省エネ法改正の検討も含めた業務・家庭部門等対策の強化

<企業単位のエネルギー管理の導入>

現行省エネ法上、スーパー、ホテル、外食産業等の業務部門では多くの事業場が裾切り値以下で規制対象外となるところ、法改正により企業単位のエネルギー管理を導入することにより、規制対象範囲を拡大することを検討。

<住宅・建築物の省エネ性能の向上>

住宅、建築物に係る省エネ措置の一層の強化に向け、中小規模や既存の住宅・建築物も含め、より実効的な法的規制・誘導策を検討。

<省エネ国民運動の強化>

家庭部門の省エネルギー対策の強化を図るため、省エネ家電普及促進フォーラムの設立や省エネ実践コンテストなどを実施。

(*)省エネ家電の普及促進

省エネ家電普及促進フォーラムを設立(本日18日)し、家電メーカー、小売事業者、消費者団体など関係者の協力の下、省エネ家電製品の普及を一層促進。

(**)省エネ実践コンテスト

省エネの行動の実践を促すため、一般家庭や学校における省エネアイデアとその実践事例を募集し、G8北海道洞爺湖サミット開催の時期に合わせ、優秀者に表彰を行う。

○ 中小企業の排出削減対策の推進

これまで取組が進んでいなかった中小企業の排出削減対策の強化のため、「国内CDM制度」の構築を検討中。

本制度に関し、①中小企業から大企業への排出量の移転を監理するためのデータベースの構築、②排出削減の効果を定量的に審査・認証するための審査人の人間育成、③制度の仕組みを中小企業に周知するための普及啓発 等の基盤整備を行うため、平成20年度予算として、所要の費用を要求中。

(*)「国内CDM制度」

大企業の資金・技術により中小企業が排出を削減した場合、当該大企業がその削減量を自らの削減分として自主行動計画等に反映させる仕組み。